

福島県相双地域等の物流に関する協議会

今年度の取組について

2019年11月21日
復興庁
経済産業省
(株)富士通総研

目次

1 昨年度の振り返り及び今年度事業の概観

2 今年度事業の取組状況

- ・ **アプローチ 1** : **企業を俯瞰して寄り添う取組**
- ・ **アプローチ 2** : **個別荷主企業に寄り添う取組**

1 昨年度の振り返り及び今年度事業の概観

昨年度の振り返り

12市町村物流課題

避難指示の解除がなされた地域において
路線業者の集配サービスが、
震災前と同様の質（頻度、料金等）で
未だ、提供できていない。

注：宅配業者は、概ね震災前と同様の
サービスを提供済み

荷主事業者

自社チャーター等によるランニングコスト増や
企業活動における機会損失など

路線業者

輸配送サービスを提供したいものの、
採算面等から再開が困難

物流課題解決の対応策

左記課題解決に向けて、
まずは下に示す**短期的な対応策を優先して進めていく。**

注：2019年03月14日開催の

「第3回 福島県相双地域等の物流に関する協議会協議会」にて合意された事項

1) 荷主事業者の対応

- a) 荷物の集約トラック共同手配の実現 ～共同配送便の運行～
個々の荷主事業者による貨物事業者の手配を、
複数事業者による荷物の集約、共同手配にする。
- b) 宅配便物流インフラの活用
宅配事業者が扱える荷物については、宅配事業者の利用を検討する。

2) 路線業者の対応

- a) 運送事業者間マッチング(連携)による路線便の集配サービスの質向上
特定の地域での配送が再開できていない、
あるいは、サービスレベルが震災前と比較して低下している事業者が、
当該地域での配送を実施している事業者へ業務を委託

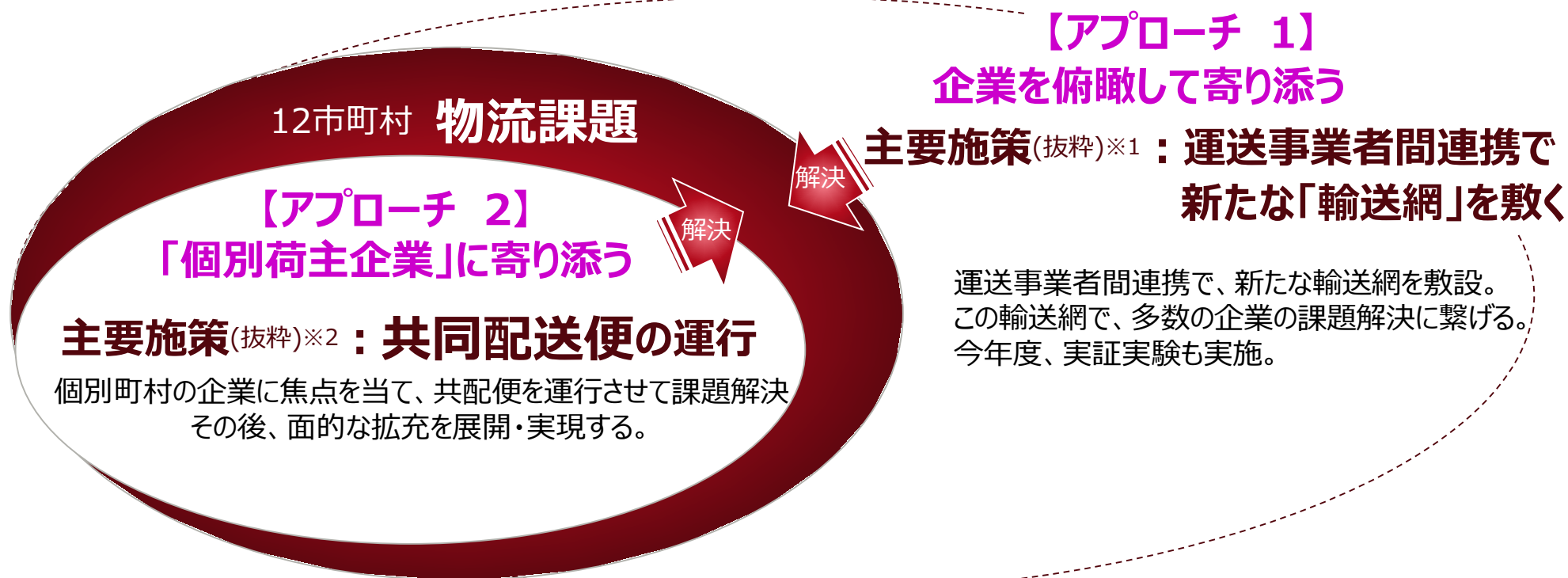
3) 荷主事業者・貨物事業者双方に共通する対応

- a) トラック空きスペースへの、荷主ニーズのマッチング
12市町村における既存運行トラックの空きスペースや空き時間の活用

今年度事業の概観

昨年度の成果を踏まえ、今年度は、下図に示す2つのアプローチで、物流課題解決に取り組む。

- | | | |
|---------|---------------|--------------|
| アプローチ 1 | ： 企業を俯瞰して寄り添う | 新たな「輸送網の敷設」等 |
| アプローチ 2 | ： 個別荷主企業に寄り添う | 共同配送便の運行 等 |



※1 : 個別企業に寄り添う取組として、昨年度に引き続き、運送事業者などを対象とした「出会いの場」イベントは、引き続き開催。

※2 : 企業を俯瞰して寄り添う取組として、「共同配送便の運行以外の荷主企業の連携の型」も整理。連携の型を整理した後、実証実験を目指す。

2. 今年度事業の取組状況

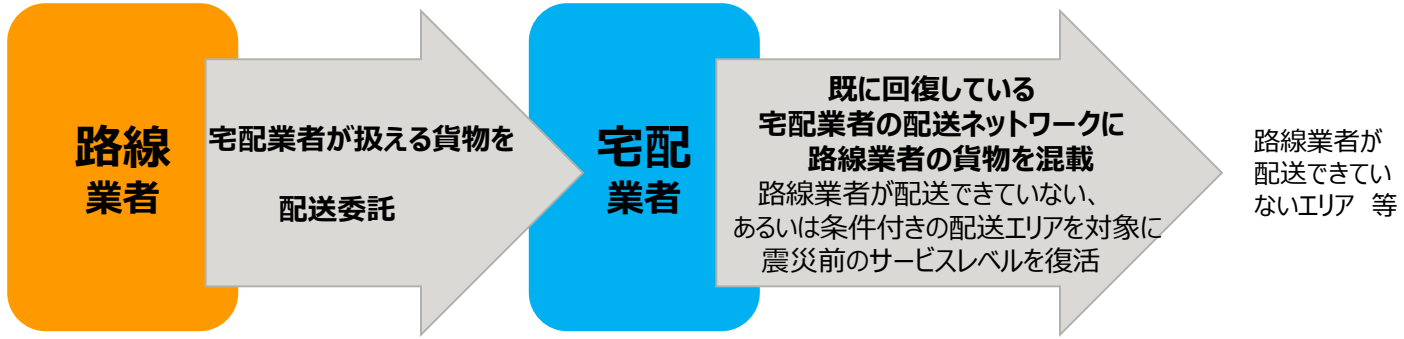
【アプローチ 1】 企業を俯瞰して寄り添う

運送事業者間連携で新たな「輸送網」を敷く

取組の全体像

① 取組の目的 運送事業者間連携で、新たな輸送網を敷設。
12市町村の物流問題の真因である「大手路線業者」のサービスレベル復活につなげる。

② 取組の内容 【取組 その1】 路線業者と宅配業者の連携。
既にサービスレベルが回復している宅配事業者の配送ネットワークを、利用する。

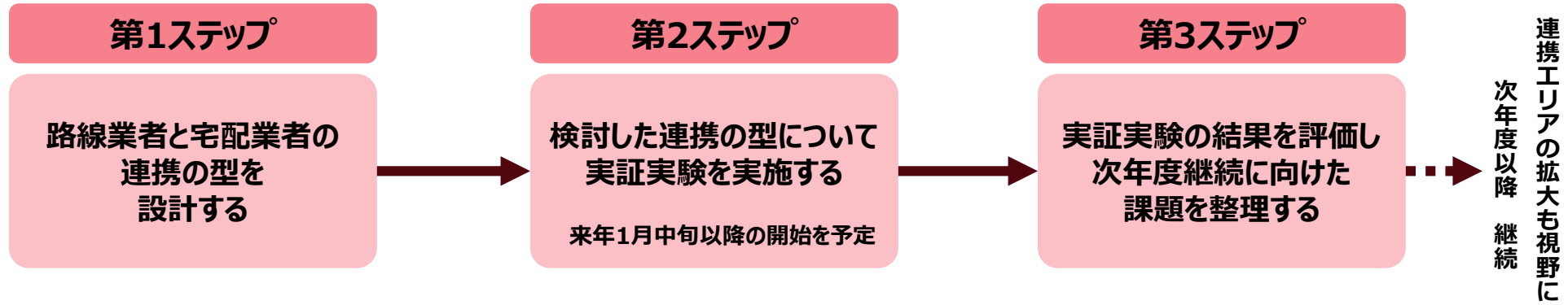


【取組 その2】 路線業者と路線業者の連携。(路線業者同士)
12市町村配送貨物を、特定の路線業者に集約し、震災前に近い荷量を当該業者が確保。

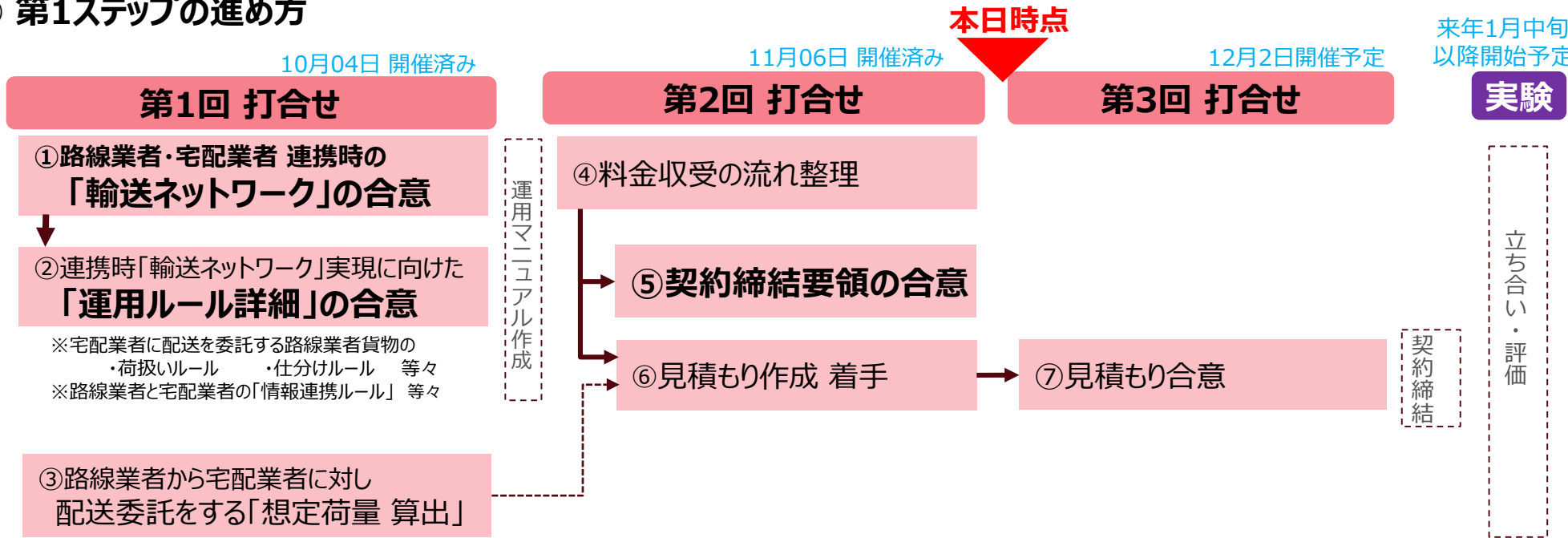


【取組 その1】 路線業者と宅配事業者の連携。既にサービスレベルが回復をしている宅配事業者の輸送ネットワークを、利用。

① 今年度取組の全体像



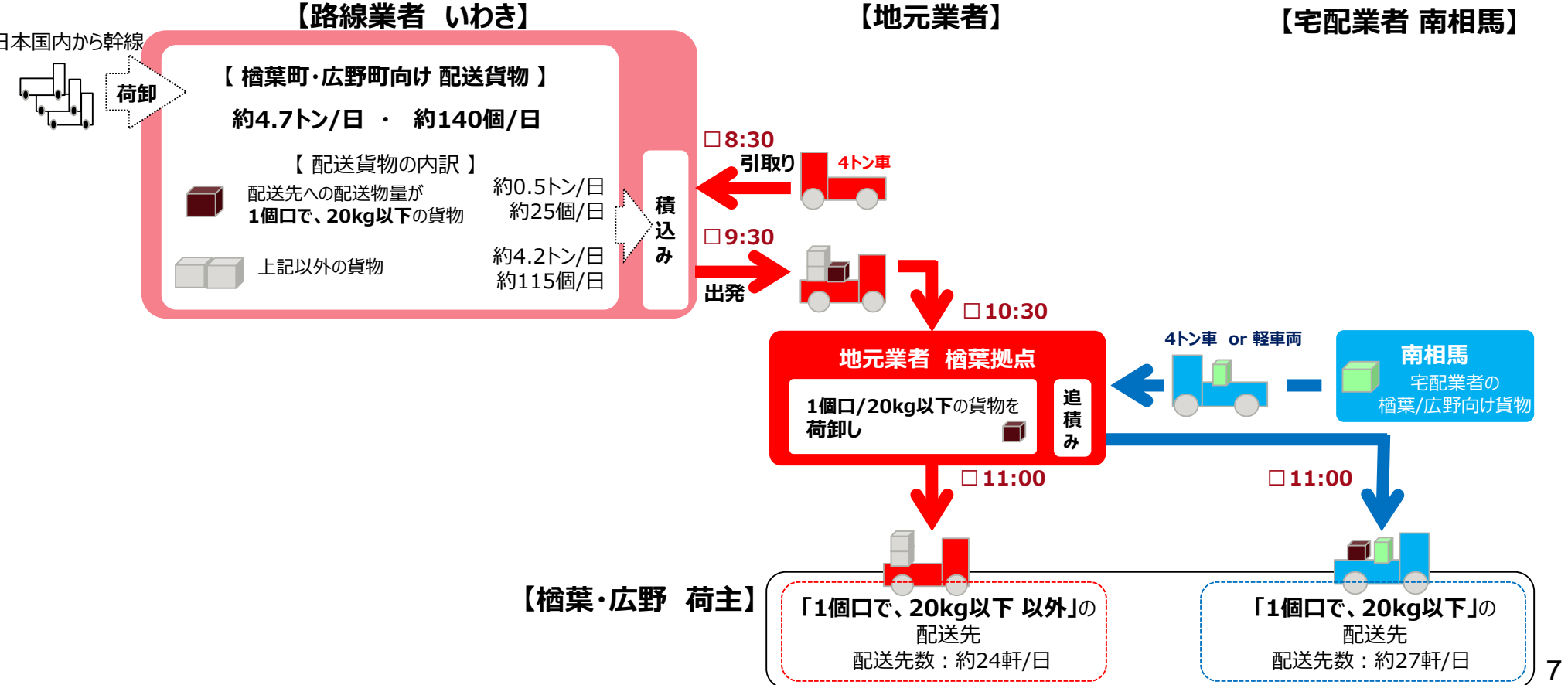
② 第1ステップの進め方



路線業者・宅配業者 連携時の「輸送ネットワーク」

●取組に参加頂いている運送事業者： いわきに拠点を構えている大手路線業者・南相馬に拠点を構えている大手宅配業者
 また、路線業者が取り扱っている重量品が、宅配業者では対応が不可⇒「重量品」の対応ができる「地元運送事業者」も参加

- ①サービスレベル復活を目指すエリア 榎葉町・広野町（宅配業者様は、既に震災前のサービスレベル復活済み）
- ②路線業者貨物の配送を担う役割 路線業者の取扱い貨物が、重量品/小口品の多品種に亘る事から
 - 宅配業者が担う貨物 : 「1個口で、かつ20kg以下の小口品」の貨物
 - 地元運送事業者が担う貨物 : それ以外の貨物
- ③輸送ネットワーク(概観)
 - A 地元業者の配送車両が、路線業者のいわき拠点に立ち寄り、「小口品」も含めて全ての貨物を、引き取り/積込み。
 - B 地元業者の配送車両が、自社の榎葉拠点に立ち寄り、宅配業者が配送を担う「小口品」を荷卸し。
 その後、地元業者の車両はそのまま配送。
 - C 宅配業者の配送車両が、地元業者の榎葉拠点に立ち寄り、荷卸し済みの「小口品」の貨物を追い積み。その後、配送。



契約締結要領の検討

【契約の考え方】

配送を委託する路線業者が、配送を担う両社「地元業者・宅配業者」と、それぞれ運送受委託契約を締結する。

※ 現在、両社にて、見積書作成中



今後の展望

まずは、これまでに説明したスキームで実証実験を目指すものの、下述項目の可能性も併行して検討を進めたい。

- 連携エリアの拡充 ～路線業者のサービスレベルが復活していないエリアへの拡充
- 連携する(宅配業者に委託する)路線業者の拡充

【ご参考】 運用マニュアル

地元業者 ドライバー運用マニュアル

■ 路線業者 いわき支店で、貨物積み込み

宅配業者が配送を担う貨物も含めて、全ての貨物を積み込みます。

- 宅配業者で配送を担う貨物：配送先への配送物量が、「1個口で、かつ20kg以下」の貨物
- 地元業者で 配送を担う貨物：上記以外の貨物

① 路線業者の作業の方が立ち合いのもと、検品して下さい。

※地元業者と宅配業者が配送する貨物の検品は、路線業者の作業者に確認をお願いします。

※検品作業は、「路線業者の伝票」に貼付されている「現品ラベル」を確認し、その後、「伝票」記載の個数と一致を確認して下さい。

② 積み込み作業をして下さい。

※積み込み時、伝票に記載のバーコードをハンディでスキャンして下さい。

★使用するハンディの注意

地元業者配送担当分の
宅配業者配送担当分の
スキャンをして下さい

※宅配業者が配送を担う貨物は、積み込み時、検品をしますので、積み込み時、検品をお願いします。

③ 積み込み終了後、路線業者の作業員に伝票を受け取って、地元業者のドライバーに渡して下さい。

- ・ 配送貨物の「路線業者の伝票」
- ・ 配送貨物の「積荷明細書」

【注意】 カートン不良があったら
→立ち合いの路線業者の作業員に報告をお願いします。

■ 地元業者 檜葉拠点で荷卸し

① 宅配業者が配送を担う貨物を、検品のうえ荷卸して下さい。

※検品作業は、「路線業者の伝票」の「配送先名」を見て、商品に貼付されている「現品ラベル」記載の「配送先」と照合。その後、「伝票」記載の個数と相違ないか「個数検品」をして下さい。なお宅配業者の配送貨物は、原則、「1個口」です。

※宅配業者が配送を担う貨物の荷卸しをする際に、ハンディでの伝票スキャンは不要です。

② 荷卸し終了後、路線業者 いわき支店で受け取った下の2つの伝票を、宅配業者のドライバーに渡して下さい。

- ・ 宅配業者の配送貨物の「路線業者の伝票」
- ・ 宅配業者の配送貨物の「積荷明細書」

③ 配送に向け、出発して下さい。

■ 配送先での荷卸し

④ 到着後、荷卸し作業を実施して下さい。

※納入先によっては、荷卸し作業を行う必要があります。安全に留意して作業を行って下さい。

⑤ 荷卸し完了後、路線業者の伝票に受領印をもらって下さい。

⑥ 荷卸し完了後、路線業者の伝票に記載されているバーコードをハンディでスキャンして下さい。

【注意】 事故に巻き込まれた！

地元業者に早急に連絡し、指示を仰いでください！

【注意】 届けたけれど、不在だった！

地元業者檜葉拠点に、そのまま持ち帰って下さい！

■ 配送完了後、地元業者 いわき支店に帰着

⑦ 「積荷明細書」「伝票 受領書」を担当者に提出して下さい。

宅配業者ドライバー 運用マニュアル

■ 地元業者 檜葉拠点到着。

- 宅配業者で配送を担う貨物：配送先への配送物量が、「1個口で、かつ20kg以下」の貨物

① 地元業者の担当者に声をかけて、「路線業者の伝票」「積荷明細書」を受け取って下さい。

② 検品して、積み込み作業をして下さい。

※検品作業は、「路線業者の伝票」の「配送先名」を見て、商品に貼付されている「現品ラベル」記載の「配送先」と照合。その後、「伝票」記載の個数と相違ないか「個数検品」をして下さい。なお宅配業者の配送貨物は、原則、「1個口」です。

※積み込み時、路線業者伝票に記載のバーコードを、宅配業者のハンディでスキャンして下さい。

【注意】 カートン不良があった！

地元業者担当者様に確認し、指示を仰いでください！

③ 積み込み後、出発して下さい。

■ 配送先で荷卸し

④ 到着後、荷卸し作業を実施して下さい。

※配送先での荷卸し時、路線業者伝票に記載のバーコードを、宅配業者のハンディでスキャンして下さい。

⑤ 荷卸し完了後、路線業者の伝票に受領印をもらって下さい。

⑥ 地元業者の檜葉拠点で受け取った「積荷明細書」の欄外に、「配送完了」とサインをして下さい。

【注意】 届けたけれど、不在だった！

宅配業者南相馬営業所に、そのまま持ち帰って下さい！

■ 配送完了後、宅配業者 南相馬営業所に帰着

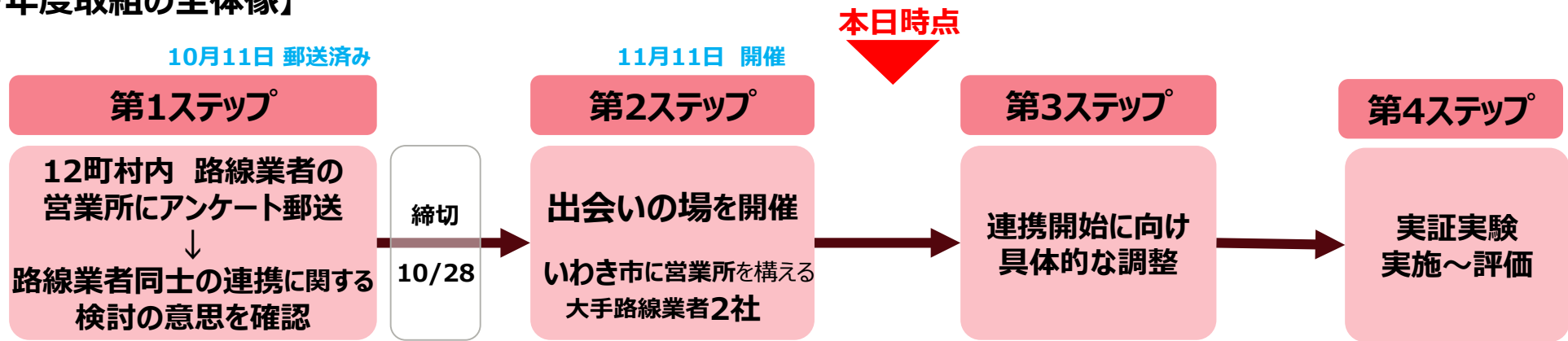
⑦ 「積荷明細書」「伝票 受領書」を担当者に提出して下さい。

※「積荷明細書」を路線業者にFAXし、路線業者にて、「配達完了」の入力をします。

【取組 その2】 路線業者と路線事業者の連携。(路線業者同士)

12市町村配送貨物を、特定の路線業者に集約し、震災前に近い荷量を当該業者が確保

【今年度取組の全体像】



注：合計30社に郵送

南相馬地区	2社
いわき地区	7社
郡山地区	12社
福島地区	9社

路線業者同士の連携を、どの様に創出する？
➡まずは、連携時の輸送ネットワーク概観を整理。

「出会いの場」とは？

運送事業者間連携の実現を目的に、福島浜通り地域の物流に関わる様々な悩みを持っている運送事業者に集まっていたき、物流問題解決に向けた連携のための「キッカケ」を創っていただく場。

昨年度は、大手運送業者と地元業者の連携を目的に開催。(2018/12/10に開催)
今年度は、大手路線業者同士の連携を目的に開催。(2019/11/11に開催)

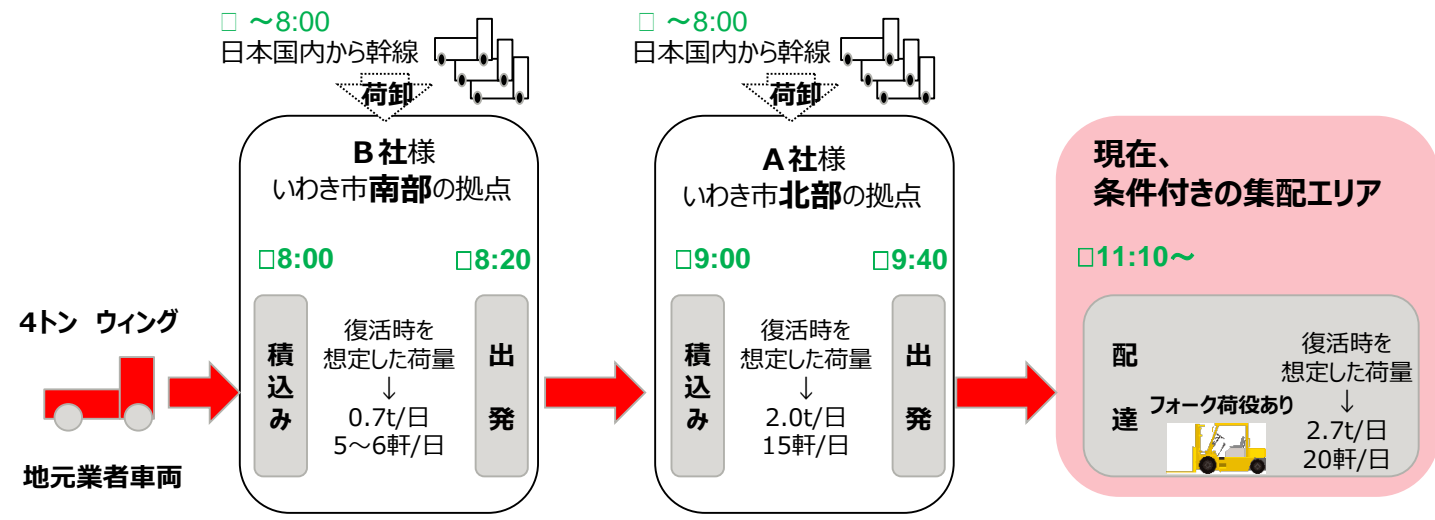
路線業者同士連携時の「輸送ネットワーク」

①連携を検討頂いている大手路線業者 いわきに拠点を構えている大手路線業者 2社 (A社様 B社様)

②連携を検討しているエリア 現状の両社のサービス実態を踏まえ、条件付きの集配エリア(チャーター便のエリア)での連携を検討中

③連携時の輸送ネットワーク概観(案) 大手路線業者2社ともに、定期集配便運行を担っている協力会社の不在が悩み・・・自社便での集配は不可
 → 現在、大手路線業者 2社の貨物の集配を担って頂ける地元協力会社を、模索中

- ① 地元業者の配送車両が、いわき市南部にある大手路線業者 B社様の拠点に立ち寄り、貨物積込み
- ② 続いて、地元業者の配送車両が、いわき市北部にある大手路線業者 A社様の拠点に立ち寄り、追い積み
- ③ その後、地元業者の配送車両は、12町村に向けて出発。



注：表中記載の重量/軒数は、例示で掲載。

2. 今年度事業の取組状況

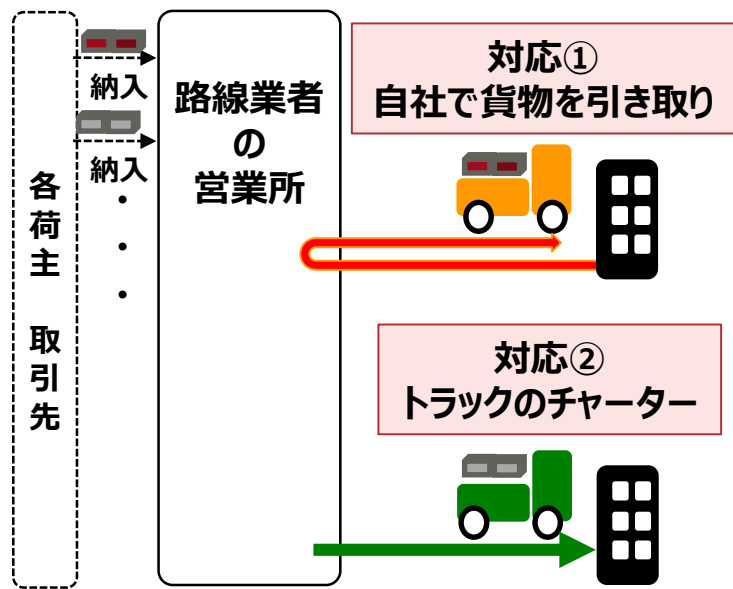
【アプローチ 2】「個別荷主企業」に寄り添う

荷主の連携による共同配送の実施について（概要）

- これまで、個々の荷主事業者が行っていた入荷を、複数の荷主事業者が連携し、トラックを共同手配することで、それぞれの荷物を入荷する取組を実施中。
- 荷物を集約することで、一定の荷量を確保し、物流の効率化・コストの削減を図る。

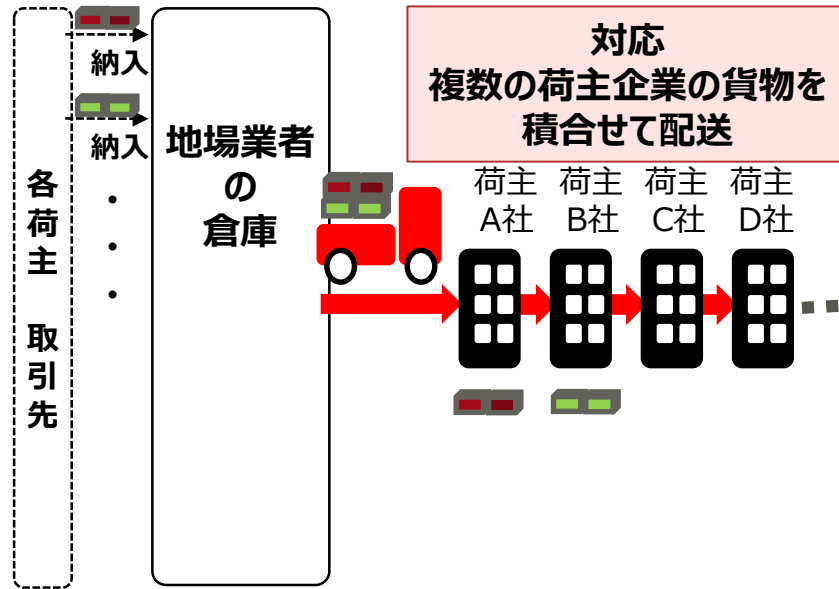
＜これまで：個々の荷主事業者による対応＞

- 入荷貨物が路線業者の営業所留めとなるため、以下①②どちらか対応を実施。



＜今回取組：共同配送＞

- 地場業者の倉庫に入荷貨物を集約し、共同配送便で各荷主企業に配送を行う。



荷主の連携による共同配送の実施について（実施ステップ）

- 今年度は、国交省の補助金※を活用し、以下のステップで、①浪江町、②檜葉町及び近隣地域（富岡町、双葉町）の2つの地域グループにおいて共同配送を実施中。
- 実施スキームは、一定のマニュアル化が可能である一方、共同配送の効果をより高めるためには、実施エリアの拡大や参加事業者の数を更に増やすことが重要な課題。

ステップ1 荷主企業の発掘

- 官民合同チームによる物流課題を有する個別の荷主企業の発掘（実績：浪江町11者、檜葉町等5者）

ステップ2 スキームの設計等

- 実施スキームの設計（検討・策定）

荷主事業者、共同配送を担う地元業者、関係者による打ち合わせを実施し、検討・策定。

【検討項目】

- ・共同配送対象貨物の絞り込み
- ・共同配送ルートと運行スケジュール
- ・運用ルール（依頼方法、検品方法など）
- ・契約及び料金収受 など

- 国交省補助金の活用

令和元年度モーダルシフト等推進事業計画を活用。

ステップ3 運行・評価・見直し

- 運行実施

関係者間の合意の上、運行を開始。（実績：浪江町9月から、檜葉町等10月から）

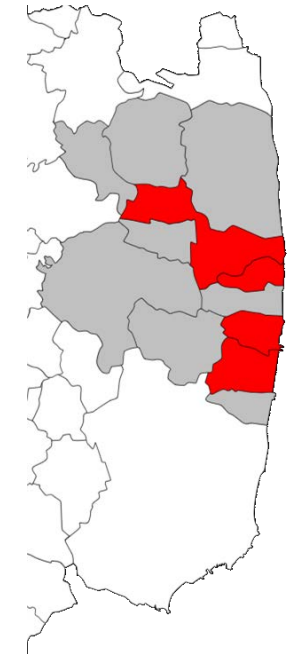
- 評価・見直し

関係者による振り返りの場を開き、必要な改善を検討。

ステップ4 実施エリア（参加企業）の拡大

- 共同配送の継続実施・拡充に向けた要件・課題を整理し、改善に向けた取組に着手。

12市町村における
共同配送対象地域
(赤で塗りつぶしたエリア)



- 実施スキームの設計に当たっては、当事者（荷主事業者、共同配送を担う地元業者）及び関係者（自治体、官民合同チーム、国（経済産業省））が連携・協力して協議を実施。
- 個々の検討事項の段階的な協議・合意を経て、9月からの共同配送便の開始に至った。

■ 実施スキームの設計（検討・策定）

第1回打ち合わせ（5 / 16）

物流課題の共有と実施要件について議論。

【主な検討項目】

- ・共同配送対象貨物と実施要件（サービスレベル、運用 など）

【決定事項】

- ・共同配送対象貨物
- ・運行頻度：月曜日から金曜日までの毎日
- ・車種：4トン車

第2回打ち合わせ（6 / 3）

輸送ネットワークについて、運用面・価格面から議論。

【主な検討項目】

- ・輸送ネットワークの方式（路線業者営業所から引き取り、もしくは地元業者の倉庫に集約）
- ・料金体系（専属制 もしくは 重量制）

【決定事項】

- ・輸送ネットワーク（地元業者の倉庫に集約）
- ・共同配送を担う地元業者と料金体系（専属制）

第3回打ち合わせ（7 / 11）

実施に向けた運用ルールを議論。

【主な検討項目と決定事項】

- ・情報連携ルール
- ・入荷検品ルール

第4回打ち合わせ（8 / 7）

運用ルール及び契約書の確認。

【主な検討項目】

- ・運用マニュアル及び帳票の配布・確認
- ・契約書（案）の提示

第5回打ち合わせ（8 / 27）

実施に向けた最終確認。

【主な検討項目と決定事項】

- ・運用開始日
- ・契約書



- 当初協議・合意した実施スキームに対して、実績を踏まえた、変更点は以下のとおり。
- 運行頻度、積載率ともに増やす余地があり、共同配送便を維持・拡大するためには、参加荷主企業を集め、対象貨物を増やすことが重要。

①参加企業：（荷主企業）家電販売、金属製品製造業 等 計11社
（運送事業者）南相馬に倉庫を構える福島県の地元業者

※9/24～10/18の実績より

②運行車種：4トン車（パワーゲート）

倉庫
外観



③輸送ネットワーク：
各荷主の荷物の配達先を地元業者に変更することで、一度地元業者の倉庫（@南相馬）に集め、そこから各荷主事業者へ配送。

配送
車両



④運行頻度
想定：月曜日から金曜日までの**毎日（週5日）** → **実績：週4日程度**

⑤荷量
想定：4トン以内 → **実績：4トンを超える入荷貨物量は無い。（最大2.2トン）**

荷役



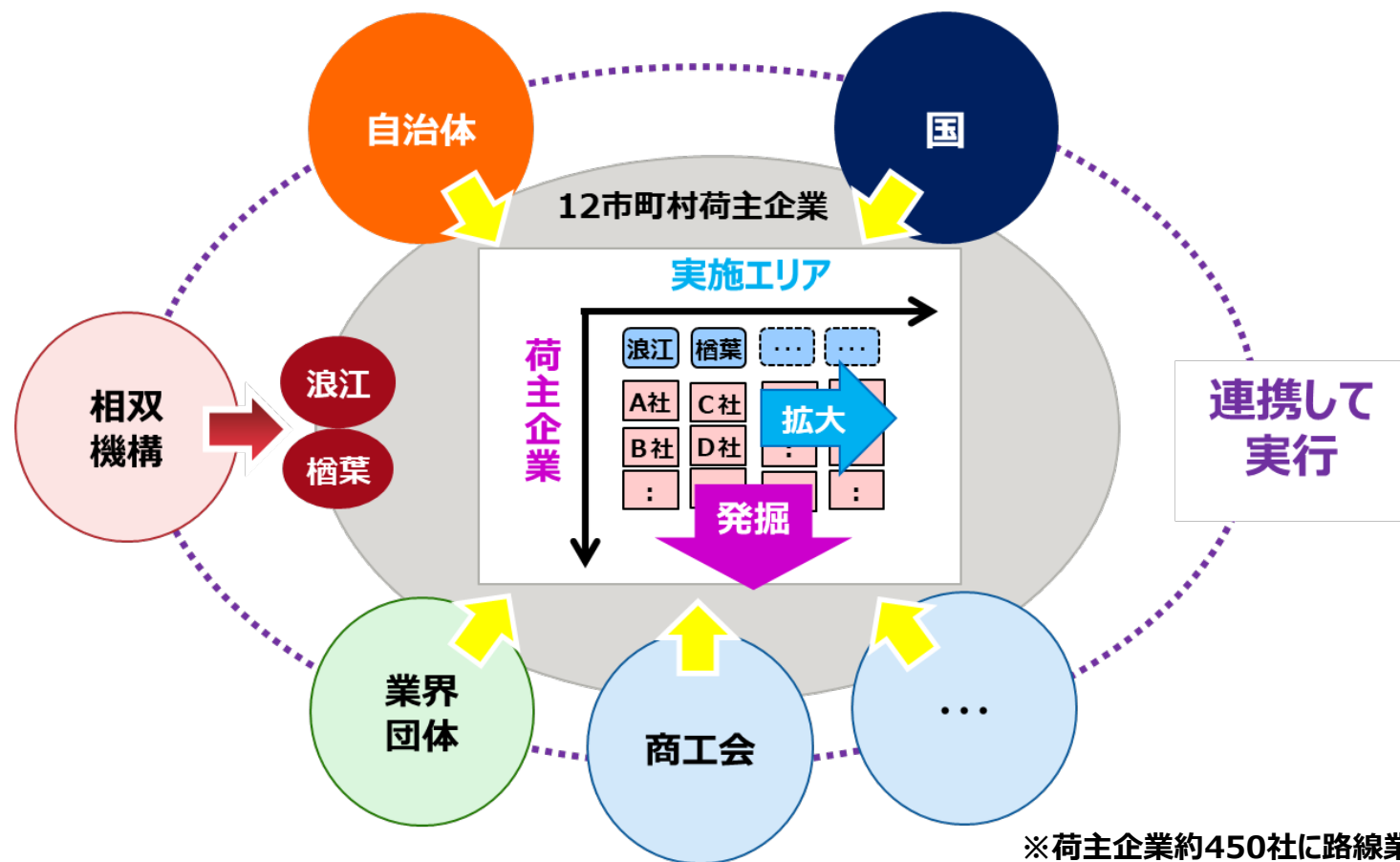
⑥運行スケジュール
想定：N日（納入日）の「午前」に納入した貨物を、「午後」に配送
→ **変更点：N日（納入日）「午後」に納入した貨物を、N+1日（納入日翌日）の「午後」に配送**

積込



今後の方向性（ステップ4 実施エリア（参加企業）の拡大）

- 路線便の集配サービスを代替する即効性のある施策として、共同配送便は有効と考えられる。
- 共同配送便の効果をより高めるためには、実施エリアの拡大とともに、物流課題を有する荷主企業の発掘が重要な課題。
- そのため、自治体や業界団体など、荷主企業との接点を有する者の連携・協力が必須。



※荷主企業約450社に路線業者引き取りにかかる課題有無などをアンケートにて確認中